

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第42号

答申番号：令和3年度答申第40号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁は、請求人が最低生活費を上回る収入を得た時点において、速やかに保護の廃止等に係る制度説明を行うべきであったが、当該説明を行わなかった。当該説明によれば医療扶助を継続せずに国民健康保険に加入する選択肢があったことから、原処分（生活保護費返還処分）が違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、請求人が最低生活費を上回る収入を得た後、仮に保護を受けずに国民健康保険に加入した場合、医療費は3割負担になることに鑑み、生活保護法（以下「法」という。）第63条の返還金額のうち医療扶助相当額の3割分の額のみを返還対象としているから、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、処分庁が請求人の収入が増加した際に保護の廃止等に係る制度説明を怠った旨を主張するが、原処分が医療扶助費の返還対象をその3割分としたことは、請求人の主張する事情が考慮されたものと認められる。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年3月1日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

そこで本件についてみると、令和元年5月から8月までの期間の各月における請求人世帯の稼働収入等の合計額は、同期間の各月における請求人世帯の最低生活費を上回っていたものの、処分庁は請求人世帯の保護を継続したことが認められる。そうすると、請求人世帯は、同年5月から8月までの間、資力があるにもかかわらず、保護を受けたということが出来る。よって、同条の規定により、同年5月分の保護費支給額（4万8,003円）と同年5月から8月までの医療扶助費の3割に相当する額（10万9,790円）を返還額とした原処分は違法又は不当な点を認めることはできない。

なお、請求人は、処分庁は速やかに保護の廃止等に係る制度説明を行うべきであり、当該説明によれば医療扶助を継続せずに国民健康保険に加入する選択肢があったなどと主張する。この点、処分庁は、請求人及び請求人の長女（以下「長女」という。）の病状や稼働状況を慎重に見極める必要があるとして直ちに保護の停止又は廃止を行わず、同年6月1日以降は医療扶助費のみを支給していたところ、その後の請求人及び長女の病状及び稼働状況によると、同年9月1日以降は保護を廃止しても生活維持は可能と判断するに至ったものと認められる。この経過を踏まえ、処分庁は、請求人世帯が同年5月1日に国民健康保険に加入した場合、同年5月から8月までの医療費は3割負担であったことに鑑み、当該期間の医療扶助費の3割に相当する額を返還額としたことが認められるから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子